

横須賀市報

第 1888 号

発行日 発行所 横須賀市小川町 11 番地
毎月 横須賀市役所
10 日 編集兼 横須賀市長
25 日 発行人 上地 克明
印刷所 (有) 宮村印刷所

目 次

条 例	
◇手数料条例中一部改正	15327
規 則	
◇マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行取扱規則	〃
告 示	
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について	15328
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇地縁による団体の認可の告示事項の変更について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	15329
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15330
◇指定納付受託者の指定について	〃
公 告	
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	15331
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇指定管理者の公募について	〃
◇指定管理者の公募について	〃
◇建築基準法の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の認定について	15332
◇指定管理者の公募について	〃
◇指定管理者の公募について	15333
◇指定管理者の公募について	〃
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	15334
◇指定下水道工事店の指定について	15335
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	〃

条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年 5 月 27 日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第27号

手数料条例の一部を改正する条例
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第7号中「別表第4第22項」を「別表第4第21項」に改める。

第7条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。
別表第4中第20項を削り、第21項を第20項とし、第22項を第21項とし、第23項を第22項とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

規 則

横須賀市規則第54号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行取扱規則を次のように定める。

令和 6 年 5 月 27 日

横須賀市長 上地 克明

マンションの管理の適正化の推進に関する法律
施行取扱規則

(総則)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(管理計画の認定の申請)

第2条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、公益財団法人マンション管理センター（次条において「センター」という。）のシステムを利用して行うものとする。

(市長が必要と認める書類)

第3条 省令第1条の2第1項の規定による市長が必要と認める書類は、センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類とする。

(取りやめる旨の申出)

第4条 法第5条の10第1項第2号の申出を行う場合は、認定通知書（認定更新を受けた者にとっては認定更新通知書、変更認定を受けた者にとっては変更認定通知書）を添えて市長に申し出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6 年 5 月 27 日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 5 月 5 日	グループホームいずみ	横須賀市平作 8 丁目 20 番 20 号	認知症対応型通所介護	横須賀市平作八丁目20番20号 有限会社ライフサポートいずみ 代表取締役 小澤 ミサヲ

横須賀市告示第 117 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨			の届出がありました。 令和 6 年 5 月27日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 4 月30日	スマイル介護相談所 彩歳	横須賀市三春町 1 丁目22 番地 2	居宅介護支援	横須賀市小川町14番地 1 株式会社スマイル 代表取締役 久保田 康 雄
横須賀市告示第 118 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に			掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和 6 年 5 月27日 横須賀市長 上 地 克 明	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 5 月 1 日	しえるずホーム	横須賀市長瀬 2 丁目 5 番 8 号	短期入所	横須賀市佐島二丁目 3 番21号 N P O 法人しえるず 理事長 阿 部 美 保
同	しえるずホーム	横須賀市長瀬 2 丁目 5 番 8 号	共同生活援助	横須賀市佐島二丁目 3 番21号 N P O 法人しえるず 理事長 阿 部 美 保
横須賀市告示第 119 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に			掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年 5 月27日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 4 月30日	セラヴィ横須賀	横須賀市船越町 4 丁目21 番地	短期入所	三浦郡葉山町上山口1431番地の 1 スターホーム株式会社 代表取締役 星 武 司
横須賀市告示第 120 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。 令和 6 年 5 月27日 横須賀市長 上 地 克 明				
地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所			
	変 更 前	変 更 後		
鷹取町内会	濱 中 猛 横須賀市鷹取 1 丁目 7 番14号	浅 川 法 雄 横須賀市鷹取 2 丁目 6 番38号		
湘南鷹取三丁目 自治会	外 川 榮 一 横須賀市湘南鷹取 3 丁目10番14号	國 分 豊 横須賀市湘南鷹取 3 丁目14番 3 号		
船越町 2 丁目町 内会	安 藤 健 一 横須賀市船越町 2 丁 目15番地	鈴 木 利 明 横須賀市船越町 2 丁 目64番地 1		
長浦自治会	木谷畑 邦 雄 横須賀市長浦町 5 丁 目46番地	市 堀 俊 一 横須賀市長浦町 5 丁 目60番地		
東逸見第 3 町内 会	有 泉 明 夫 横須賀市東逸見町 3 丁目 4 番地	小 崎 尊 之 横須賀市東逸見町 2 丁目50番地		
坂本 5 丁目町会	千 葉 宏 之 横須賀市坂本町 5 丁 目28番地	渡 壁 敏 郎 横須賀市坂本町 5 丁 目 7 番地		
森崎リアンシティ 自治会			大 石 裕 介 横須賀市森崎 5 丁目 25番15号	広 田 克 寿 横須賀市森崎 5 丁目 27番 2 号
湘南山手池田町 内会			青 田 好 晴 横須賀市池田町 3 丁 目26番 6 号	中 村 健 横須賀市池田町 3 丁 目28番 7 号
池田団地自治会			原 慶 隆 横須賀市池田町 6 丁 目17番14号	齋 藤 慎 也 横須賀市池田町 6 丁 目10番 9 号
大久保町内会			山 本 民 夫 横須賀市長井 2 丁目 3 番 2 号	沼 田 守 横須賀市長井 2 丁目 5 番36号
湘南たけやま町 内会			佐 藤 雅 横須賀市武 5 丁目24 番 9 号	瀬 川 正 横須賀市武 5 丁目19 番 6 号
太田和上の里町 内会			長谷川 誠 横須賀市太田和 4 丁 目2575番地	高 橋 幸 一 横須賀市太田和 5 丁 目 464 番地
横須賀市告示第 121 号 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。 令和 6 年 5 月27日 横須賀市長 上 地 克 明				

指定年月日	名 称	所 在 地
令和 6 年 4 月 1 日	珊瑚薬局 新緑店	横須賀市大津町 1 丁目16 番 7 号
同	珊瑚薬局 大津店	横須賀市大津町 1 丁目20 番 2 号
同	珊瑚薬局 佐原店	横須賀市佐原 3 丁目 3 番 6 号
令和 6 年 5 月 1 日	あうる訪問看護リハビリ ステーション北久里 浜	横須賀市根岸町 5 丁目16 番 3 号ハビタ 4 番館 2 A 号室

~~~~~  
**横須賀市告示第 122 号**  
児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の15の規定によ

り、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の  
指定の辞退がありました。

令和 6 年 5 月27日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 辞退年月日            | 名 称     | 所 在 地                |
|------------------|---------|----------------------|
| 令和 6 年<br>4 月30日 | 新成薬局三春店 | 横須賀市三春町 1 丁目 7<br>番地 |

~~~~~  
横須賀市告示第 123 号
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第
29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基
づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。
令和 6 年 5 月27日
横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転 車及び普通自 動二輪車		
令和 6 年 4 月 1 日から 同月30日まで	台 52	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	1	1	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区 域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	42	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁 止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区 域	同
同	10	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	5	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区 域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	12	3	夏島町、浦郷町 3 丁目、追浜東町 1 丁目・3 丁目、追浜町 1 丁目、 西逸見町 2 丁目、小川町、日の出 町 2 丁目、米が浜通 2 丁目、平成 町 3 丁目、佐野町 5 丁目、公郷町 3 丁目、衣笠栄町 3 丁目、森崎 1 丁目、馬堀海岸 4 丁目、走水 2 丁 目、池田町 5 丁目、鴨居 3 丁目、 東浦賀 2 丁目、久里浜 1 丁目及び 長井 2 丁目地内の道路	同
同	3	0	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	京急田浦駅自転車等駐車場	同
同	2	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

同	1	0	北久里浜駅第 3 自転車等駐車場	同
同	1	0	新大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	0	1	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第 124 号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 5 月27日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                            | 敷 地 の 幅 員   | 延 長         |
|-------|-----|------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 2,614 | 旧   | 野比 2 丁目 331 番の 6 地先から<br>野比 2 丁目 317 番の 6 地先まで | メートル<br>1.4 | メートル<br>2.3 |
|       | 新   | 野比 2 丁目 410 番の 1 地先から<br>野比 2 丁目 320 番地先まで     | 1.8～ 3.7    | 254.8       |
| 2,838 | 旧   | 野比 2 丁目 410 番の 1 地先から<br>野比 2 丁目 320 番地先まで     | 1.8～ 3.7    | 278.7       |
|       | 新   | 野比 2 丁目 319 番地先から<br>野比 2 丁目 320 番地先まで         | 1.8         | 23.8        |
| 3,300 | 旧   | 武 3 丁目3649番の 6 地先から<br>武 3 丁目3673番の 1 地先まで     | 1.8～ 2.0    | 25.5        |
|       | 新   | 武 3 丁目3649番の 1 地先から<br>武 3 丁目3673番の 1 地先まで     | 1.8～ 3.0    | 25.5        |

- ~~~~~
- 横須賀市告示第 125 号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 6 年 5 月27日
- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
アマノ株式会社  
横浜市港北区大豆戸町 275 番地
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
追浜公園駐車場、追浜公園臨時駐車場及び不入斗公園第 1 駐車場に係る都市公園条例第20条第 1 項に定める使用料（同条例別表第 3 第 1 号キに定める使用料に限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 6 年 5 月14日から令和 7 年 3 月31日まで

め、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 6 年 5 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 5 年度 | 介 護 保 険 料 | 1 月 分 | 令和 6 年 3 月29日 |
|         |           | 2 月 分 | 令和 6 年 3 月29日 |

（別紙略）  
~~~~~

横須賀市公告第92号（令和 6 年 5 月14日）
（掲 示 済）
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

公 告

横須賀市公告第91号（令和 6 年 5 月14日）
（掲 示 済）
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないた

令和 6 年 5 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料 決定通知書	1 月分から 4 月分までの納期限は、令和 6 年 5 月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第93号 (令和 6 年 5 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 5 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 4 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和 5 年度		減額分
		4 月分の納期限は、令和 6 年 5 月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第94号 (令和 6 年 5 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 5 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	国民健康保険料	1 月 分	令和 6 年 2 月29日
		2 月 分	令和 6 年 3 月29日

(別紙略)

横須賀市公告第95号 (令和 6 年 5 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 5 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	後期高齢者医療 保険料	2 月 分	令和 6 年 3 月29日

(別紙略)

横須賀市公告第96号

福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第 8 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑	横須賀市野比 5 丁目 5 番 5 号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
福祉援護センター条例第 5 条及び第12条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 福祉援護センター条例施行規則（平成23年横須賀市規則第23号）第 2 条第 2 項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和 6 年 7 月16日から同月22日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 6 月21日午後 2 時

イ 場所 福祉援護センターかがみ田苑

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第97号

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北下浦コミュニティセンター 分館	横須賀市長沢 2 丁目 6 番 40 号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
コミュニティセンター条例第 5 条、第10条及び第11条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市民生局地域支援部北下浦行政センター

(2) 提出書類

- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ コミュニティセンター条例施行規則（平成20年横須賀市規則第 7 号）第 1 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間
- 令和 6 年 7 月30日から同年 8 月 5 日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和 6 年 7 月 5 日午後 1 時30分
- イ 場所 北下浦コミュニティセンター分館 2 階大会議室
- (5) 提出方法
- 持参
- (6) 問い合わせ先

横須賀市民生局地域支援部北下浦行政センター
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

~~~~~

横須賀市公告第98号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第86条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象地区内における一敷地内認定建築物以外の建築物を認定したので、同条第 6 項の規定により公告します。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 認 定 番 号   | 認 定 年 月 日     | 対 象 区 域                         | 申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名                               |
|-----------|---------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| 令 6 第 1 号 | 令和 6 年 5 月27日 | 横須賀市光の丘3822番32、3822番33及び3822番38 | 埼玉県川口市領家 2 丁目 4 番16号<br>入野機工株式会社<br>代表取締役 入 野 紀 子 |

~~~~~

横須賀市公告第99号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第17条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立追浜駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市追浜町 3 丁目 3 番地
横須賀市立追浜駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市鷹取 1 丁目 2 番地
横須賀市立追浜駅第 3 自転車等駐車場	横須賀市追浜町 3 丁目17番地先
横須賀市立京急田浦駅自転車等駐車場	横須賀市船越町 1 丁目 201 番地先
横須賀市立横須賀駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市東逸見町 1 丁目14番地
横須賀市立横須賀駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市汐入町 1 丁目 1 番地先
横須賀市立逸見駅自転車等駐車場	横須賀市東逸見町 2 丁目20番地
横須賀市立汐入駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市汐入町 2 丁目 3 番地
横須賀市立汐入駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市本町 3 丁目20番地先
横須賀市立横須賀中央駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市若松町 2 丁目 6 番地
横須賀市立横須賀中央駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市若松町 2 丁目33番地
横須賀市立県立大学駅自転車等駐車場	横須賀市安浦町 2 丁目27番地
横須賀市立堀ノ内駅自転車等駐車場	横須賀市三春町 3 丁目23番地
横須賀市立衣笠駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市衣笠栄町 2 丁目65番地
横須賀市立衣笠駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市衣笠栄町 1 丁目70番地

横須賀市立北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市根岸町 2 丁目33番15号
横須賀市立北久里浜駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市根岸町 2 丁目 500 番地
横須賀市立北久里浜駅第 3 自転車等駐車場	横須賀市根岸町 3 丁目 5 番地
横須賀市立北久里浜駅第 4 自転車等駐車場	横須賀市池田町 5 丁目16番地
横須賀市立京急大津駅自転車等駐車場	横須賀市大津町 1 丁目28番地
横須賀市立新大津駅自転車等駐車場	横須賀市大津町 4 丁目59番地
横須賀市立馬堀海岸駅自転車等駐車場	横須賀市馬堀町 3 丁目20番 2 号
横須賀市立浦賀駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市浦賀 4 丁目 1 番地先
横須賀市立浦賀駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市浦賀 3 丁目 1 番 1 号
横須賀市立浦賀駅第 3 自転車等駐車場	横須賀市浦賀 1 丁目40番地先
横須賀市立久里浜駅自転車等駐車場	横須賀市久里浜 1 丁目 3 番 20号
横須賀市立 Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	横須賀市野比 1 丁目 9 番 3 号
横須賀市立 Y R P 野比駅第 2 自転車等駐車場	横須賀市長沢 3 丁目1842番地先

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- 自転車等の放置防止に関する条例第16条、第20条、第21条及び第28条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
- 法人その他の団体
- 4 指定期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 5 申請方法
- (1) 申請書の配布場所及び申請場所
- ア 申請書の配布場所
- 横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

- イ 申請場所
横須賀市建設部土木計画課
- (2) 提出書類
- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成 4 年横須賀市規則第 5 号）第 8 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間
- 令和 6 年 7 月22日から同月31日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和 6 年 6 月24日午前10時
- イ 場所 横須賀市役所建設部会議室
- (5) 提出方法
- 持参
- (6) 問い合わせ先
- 横須賀市建設部土木計画課
- 詳細は、横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 100 号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
根岸公園水泳プール	横須賀市根岸町 3 丁目17番
馬堀海岸公園水泳プール	横須賀市馬堀海岸 2 丁目27番
長沢村岡公園水泳プール	横須賀市長沢 1 丁目1011番 1

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- 都市公園条例第 4 条、第12条及び別表第 2 に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
- 法人その他の団体
- 4 指定期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 5 申請方法
- (1) 申請書の配布場所及び申請場所
- ア 配布場所
- 横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
- イ 申請場所
- 横須賀市建設部公園管理課
- (2) 提出書類
- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間
- 令和 6 年 8 月 5 日から同月 6 日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (4) 説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和 6 年 7 月 4 日午後 2 時
- イ 場所 横須賀市役所 261 会議室
- (5) 提出方法

持参

- (6) 問い合わせ先
- 横須賀市建設部公園管理課
- 詳細は、横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 101 号

ボートパーク条例（平成18年横須賀市条例第69号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立深浦ボートパーク	横須賀市浦郷町 1 丁目60番地 8 ほか及び船越町 1 丁目284 番 1 地先
横須賀市立浦賀ボートパーク	横須賀市東浦賀 2 丁目 4 番 20 号ほか

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ボートパーク条例第 4 条及び第 8 条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
- 法人その他の団体
- 4 指定期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 5 申請方法
- (1) 申請書の配布場所及び申請場所
- ア 配布場所
- 横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
- イ 申請場所
- 横須賀市港湾部港湾管理課
- (2) 提出書類
- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ ボートパーク条例施行規則（平成19年横須賀市規則第 39号）第 2 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間
- 令和 6 年 8 月 1 日から同月 9 日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和 6 年 6 月27日午後 1 時30分
- イ 場所 横須賀市役所 302 会議室
- (5) 提出方法
- 持参
- (6) 問い合わせ先
- 横須賀市港湾部港湾管理課
- 詳細は、横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 102 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。
その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。
令和 6 年 5 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

- 横須賀市長井 2 丁目2160 番 1 並びに長井 4 丁目3776 番、
3789 番、3790 番及び3792 番 3
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市長井 2 丁目13 番18 号
株式会社シテコベ
代表取締役 嘉 山 淳 平
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目14 番 7 号
嘉 山 達 也
- 記の 2
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目1993 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目13 番10 号
沼 田 洋 介
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町 1 丁目 1 番地 704
三 富 貴 子
- 記の 3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目2239 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目12 番 6 号
原 田 洋 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町 1 丁目 1 番地 704
三 富 貴 子
- 記の 4
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目2278 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目12 番12 号
嘉 山 明
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町 1 丁目 1 番地 704
三 富 貴 子
- 記の 5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3620 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 8 番 5 号
久保田 晃
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町 1 丁目 1 番地 704
三 富 貴 子
- 記の 6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3812 番及び4175 番 3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 6 丁目24 番16 号
小 島 有 貴
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市南区西中町 1 丁目 1 番地 704
三 富 貴 子
- 記の 7
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 3 丁目3071 番 2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 6 番19 号 3
長 瀬 崇 也

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目20 番21 号
原 田 藤 枝
- 記の 8
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 3 丁目3070 番 2 及び3147 番並びに長井 4 丁目
3606 番 1 及び3606 番 2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 6 番19 号 3
長 瀬 崇 也
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目50 番34 号
秋 本 敏 彦
- 記の 9
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 6 丁目5029 番及び5339 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 6 丁目17 番46 号
鈴 木 浩 之
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 6 丁目28 番 7 号
鈴 木 文 代
- 記の10
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 5 丁目1818 番、1819 番及び1820 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 1 番10 号
原 田 喜久夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂 3 丁目 7 番25 号
佐 藤 麗 子
- 記の11
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂 4 丁目2488 番 3
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110 番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂 4 丁目17 番 2 号
廣 瀬 巖
- 記の12
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 3 丁目1783 番 1 及び1791 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目24 番39 号
米 山 茂 次
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目27 番 7 号
高 橋 正 仁

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第18号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 5 月27日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
653	株式会社湘南ヤマタエ	下山田 大 樹	平塚市紅谷町 2 番24－ 803 号	令和 6 年 4 月25日	令和11年 4 月24日
654	株式会社大和設備	小 川 貴 史	藤沢市円行1870番地 2	令和 6 年 5 月 8 日	令和11年 5 月 7 日

横須賀市上下水道局告示第19号
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条
及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第
2 条の規定に基づき、令和11年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。
令和 6 年 5 月27日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 437	株式会社湘南ヤマタエ	下山田 大 樹	平塚市紅谷町 2 番24－ 803 号	令和 6 年 4 月25日
須 438	株式会社大和設備	小 川 貴 史	藤沢市円行1870番地 2	令和 6 年 5 月 8 日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 7 号（令和 6 年 5 月13日）
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 6 年 5 月13日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

1 日時 令和 6 年 5 月16日午前 9 時30分
2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
3 会議に付議すべき事項

(1) 令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議
案の提出について
(2) 損害賠償議案の提出について
(3) 物品の買入れ議案の提出について
(4) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱について
(5) 文化財専門審議会委員の委嘱について